

練馬区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進実施計画 2025

1. 目的

区は、令和3年3月に令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする練馬区耐震改修促進計画を策定した。当該計画は、練馬区内の建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することにより、区が目指す災害に強いまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ることを目的としており、重点的に耐震化を図る目標のひとつとして、一般緊急輸送道路沿道建築物について数値目標を定め、更なる耐震化を推進することとしている。

この目標を実現させるため、耐震化に向けた啓発や個別訪問等の総合的な取組計画を定めた練馬区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進実施計画を策定し、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置づけ

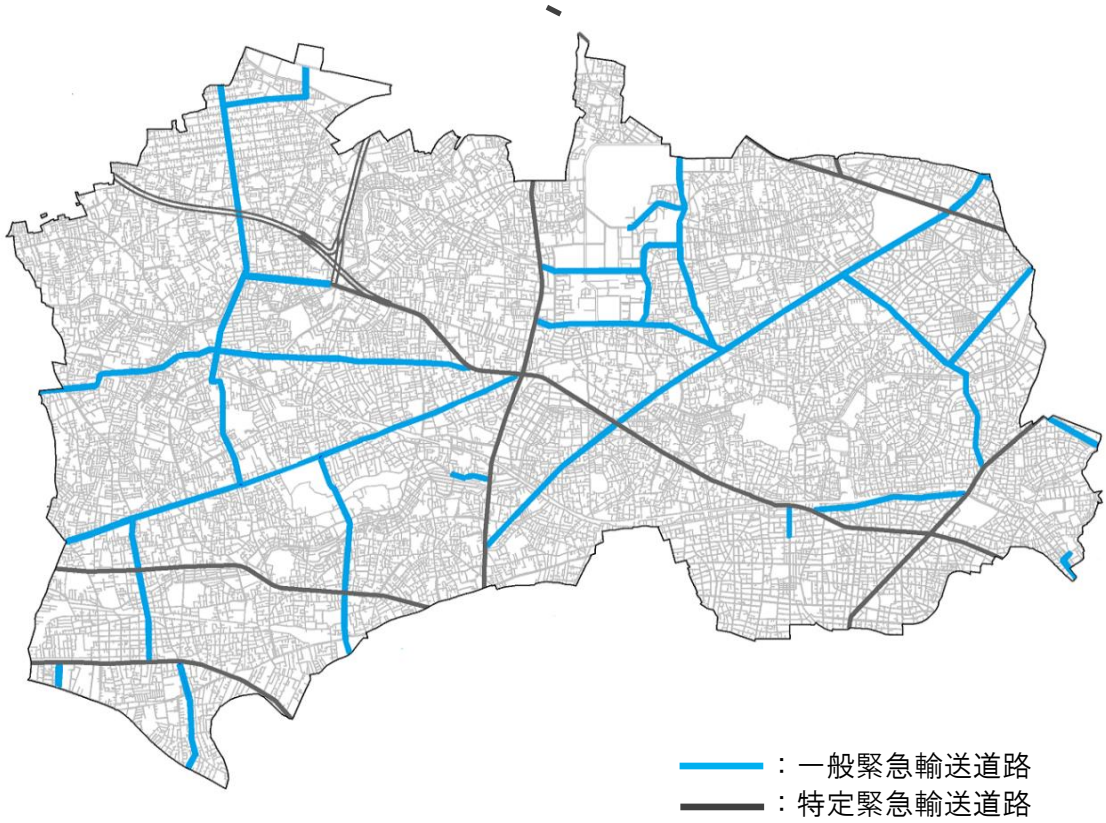
練馬区耐震改修促進計画に沿って着実に耐震化を進めるために本計画を策定する。

3. 取組期間

令和4年度から令和7年度までの4年間
練馬区耐震改修促進計画の計画期間に合わせて令和7年度までとする。

4. 対象建築物

区内全域の旧耐震基準の一般緊急輸送道路沿道建築物



5. 取組計画

	R 4	R 5	R 6	R 7
<u>1) 未診断建物に対する直接的な耐震化促進</u>				
これまで個別訪問や資料等の送付を通じて、建物所有者への直接的な耐震化の周知・普及を行ってきた。所有者の状況変化などに対応したご案内ができるよう引き続き継続的な個別訪問等を行う。				
ア) 所有者への直接的な案内 耐震診断を行い耐震性を把握いただくことが、耐震化への第一歩となるため、耐震化の必要性や個々の状況に応じた助成制度を案内する。	訪問等 60棟	訪問等 97棟	訪問等 76棟	➡
イ) 制度案内 耐震化支援制度の改定資料を郵送する。また、マンション等の対象者に向けて、専門家が耐震化に向けた対策や区の助成制度などを紹介する耐震セミナーを案内する。	郵送 250棟	郵送 250棟	郵送 250棟	➡
ウ) 所在不明の所有者の調査等	訪問等 5棟	対象 無し	対象 無し	➡
<u>2) 耐震診断済み建物に対する耐震化促進</u>				
耐震診断後一定期間経過しているが、耐震改修を行っていない建築物所有者に対して直接的に耐震改修を促すため、毎年度全件フォローアップを行う。	訪問等 21棟	訪問等 22棟	訪問等 20棟	➡
<u>3) 区民等への耐震化の必要性に係る周知・普及</u>				
・区報への掲載	掲載	掲載	掲載	
・区ホームページへの掲載	常時	常時	常時	
・パンフレットの配布（窓口および区民事務所）	常時	常時	常時	➡
・耐震セミナーの実施	1回	1回	1回	
・耐震相談会の実施	5回	5回	5回	

6. 取組実績

当該年度毎に、実績を区ホームページに公表する。